

農業委員会の委員と 農地利用最適化推進委員を 公募します

農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されます。これに伴い、農業者や地域の声をまとめ、農地・構造・経営対策を積極的に推進する農業委員と農地利用最適化推進委員を公募します。公募方法は応募または推薦です。

●資格

- ・原則として本市に住所を有すること
- ・農業に関する識見を有し、職務を適切に行なうことができること
- ・農業に関心があり、農地などの利用の最適化の推進に熱意があること
- ・平日の日中に行なわれる会議・研修会などに出席できること
- ・市が設置する他の附属機関などの委員でないこと
- ・現職の国会議員、県議会議員または本市の職員でないこと
- ・政治活動や布教活動に利用しないこと
- ・暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）でないこと

●**公募人数** 農業委員 14人（うち過半数は認定農業者）
最適化推進委員 22人

※農業委員と最適化推進委員の両方に応募または推薦できますが、委員を兼ねることはできません。
※最適化推進委員は区域ごとに募集人数が設定されています。複数の区域で応募または推薦できます。

●最適化推進委員の担当する区域

区域	その区域の地域	区域	その区域の地域
上庄	上庄上	福原	出分、上古閑、新古閑
	上庄下	御代志	御代志、若原、大池、東大池
幾久富	油古閑、二子	御代志・合生	灰塚、小合志、辻久保、小池
栄	中林、後川辺	合生	立割
	平島、鹿水		江良、生坪、弘生、高木
竹迫	上町、下町、横町	合生・野々島	黒松、中尾
	日向、新迫	野々島	本村
豊岡	原口、原口下		辻、木原野
	群		外園、湯之端、東、芝原
	黒石原	野々島・上生	北、城、上生
福原	御領、野付	須屋	新開、東須屋、黒石、黒石団地

●**申し込み・問い合わせ先** 農業委員会事務局（合志庁舎）
〒861-1195 合志市竹迫2140 ☎248-1487

ご存じですか 候補者・政党情報の 集め方

任期満了に伴う熊本県知事選挙は、3月10日（木）に告示され、27日（日）が投票日となります。投票の際、皆さんはどのようにして候補者を選びますか。判断材料となる、候補者情報を知る方法や選挙運動についてQ&A形式で紹介します。
※告示日とは、選挙期日を告示し、立候補届出を受け付ける日です。候補者は立候補届出が受理されて初めて選挙運動を始めることができます。

— 告示日の後 —

Q 告示日を過ぎて選挙運動期間になったら、候補者はどんな方法で選挙運動をするの？



A 選挙事務所を設置して、街頭演説や政見放送、インターネットなどで候補者への投票を呼びかけるよ。



選挙運動期間（3月10日から17日間）に入ると、当選を目的にした選挙運動を行ないます。また、候補者の主張などを有権者へ知らせるため、公職選挙法で選挙公報や政見放送などの制度が設けられています。

●選挙公報

候補者の氏名や政見などを知らせるため、選挙管理委員会が選挙公報を発行。本市では新聞折り込みで投票日の2日前頃に各世帯へ配付。市ホームページでも閲覧でき、事前に登録した人には郵送します。

●政見放送・経歴放送

県知事選挙では、選挙期間中に候補者の政見や主張をテレビ・ラジオで放送する「政見放送」や、候補者の経歴を周知する「経歴放送」が行なわれます。日程は決まり次第県や市のホームページでお知らせします。

●このほか、候補者が行なう主な選挙運動には次のようなものがあります。（県知事選挙の場合）

- 選挙事務所の設立（2カ所）
- 選挙運動用通常はがきの配布（45,000枚以内）
- 選挙運動用ビラの配布（160,000枚以内）
- 選挙運動用ポスターの掲示（市内142カ所）
- 個人演説会（回数制限なし）
- 街頭演説（午前8時～午後8時）
- 選挙運動用自動車での連呼行為（同上）
- インターネットなどによる選挙運動

熊本県知事選挙
投票日は**3月27日（日）**です

●**問い合わせ先** 市選挙管理委員会事務局（合志庁舎総務課内）☎248-1112

— 告示日の前 —

Q 今の時点で、立候補しそうな人が誰かとか、その人の考えを知ることができるのかな？



A 告示日前までは候補者などの選挙運動は禁止されているから、新聞などの情報を参考にするよ。



誰かが特定の選挙に立候補の意思表示をすると、新聞記者などが独自に取材を行ない、候補者の政治的な活動や後援会の動きなどを報道しています。特に近年は、低迷する投票率や若者の政治離れに歯止めをかけるため、選挙特集が組まれたりしています。

Q 新聞などでしか立候補者の情報を知る手段はないの？



A 最近は候補者がインターネットを使って政治活動などの情報を発信しているよ。



インターネットの急速な普及に伴い、候補者がホームページやブログ、フェイスブックなどを使って日々の政治活動などを発信することが増えています。また、フェイスブックなどは候補者の活動に対して有権者がコメントでき、政治参加を実感できます。

Q 選挙運動は告示日から数日しかできないけど、候補者は告示日まで何もしないの？



A 立候補表明をしたのに何もしないと有権者にアピールできないから、法律で認められた範囲で政治活動するよ。



選挙運動は告示日以降しか行なうことができません。告示日より前に行なうと処罰の対象となります。しかし、何もしないのでは有権者にアピールできないため、政治活動としての行為は一部認められています。具体的には、候補者が政治的な考えを述べるだけの場合は政治活動となり、「知事選挙では〇〇氏に1票を」など、投票を求めた場合は選挙運動となります。